

# 通航一覽

第五

# 通航一覽

第五

3387430

2000 1994



通航一覽第五目次

卷之百八十二.....一頁

南蠻阿媽港國、附臥亞國、部一、○入津拜禮呈書御返簡并獻上、

卷之百八十三.....二六

南蠻阿媽港國、部二、○御誅伐并渡來停止、

卷之百八十四.....三五

南蠻阿媽港國、部三、止、○放流并漂流、

卷之百八十五.....四

南蠻伊斯把、部、○入津并渡來停止、

南蠻新伊斯把、部、○漂着入津并御書、○渡海、

卷之百八十六.....五

南蠻波爾杜瓦爾國、部一、○入津并渡來停止、

卷之百八十七.....五

南蠻波爾杜瓦爾國、部二、止、○入津并渡來停止、

卷之百八十八.....三

南蠻意大里亞國、部一、○西齊利亞人渡來并扱方、

卷之百八十九.....二三

南蠻意大里亞國、部二、○邏媽人渡來并扱方、

卷之百九十.....三四

南蠻意大里亞國、部三、止、○邏媽人渡來并扱方、

卷之百九十一.....三七

南蠻總括部一、○入津通商并扱方、○拜禮并獻上、○漂着、

卷之百九十二.....四八

南蠻總括部二、○切支丹禁制、

卷之百九十三.....二六二

南蠻總括部三、○切支丹禁制、

卷之百九十四.....一七五

南蠻總括部四、○切支丹禁制、刑罰并渡來停止、

卷之百九十五.....一八六

南蠻總括部五、○切支丹禁制、宗門奉行、同改役、目明并山屋敷、

卷之百九十六.....一九五

南蠻總括部六、○切支丹禁制、刑律并穿鑿筋、

卷之百九十七.....三二二

南蠻總括部七、止、○切支丹禁制、證文并踏繪、○渡

海御朱印、

卷之百九十八.....三三五

唐國總括部一、○渡來坂方、○拜禮獻上物并術伎上覽、

卷之百九十九.....三三九

唐國總括部二、○商賣規定并御用物持渡物等、

卷之二百.....三五一

唐國總括部三、○漂流并漂着坂方、○潛商御刑罰、

卷之二百一.....三六八

唐國總括部四、○潛商御刑罰、

卷之二百二.....二六七

唐國總括部五、○潛商御刑罰、○唐商御答并御褒美、

卷之二百三.....二九九

唐國總括部六、○町宿并唐館、附制令、

卷之二百四.....三〇七

唐國總括部七、止、○町宿并唐館、附制令、○唐船并唐館非常、附荷物藏、

卷之二百五.....三七七

唐國福建省泉州府、附廈門、部一、○渡來通商、○僧渡來住職、○漂着、

卷之二百六.....三三六

唐國福建省泉州府、附廈門、部二、○漂流、

卷之二百七.....三六

唐國福建省泉州府、部三、○入津拜禮御朱印奉書來簡等、

卷之二百八.....三四六

唐國福建省泉州府、部四、○僧渡來住職并拜禮獻上、

卷之二百九.....三五五

唐國福建省泉州府、部五、○僧渡來住職并拜禮獻上、

卷之二百十.....三七二

唐國福建省泉州府、部六、○漂着并難船、

卷之二百十一.....三三三

唐國福建省臺灣府、附鹿耳門、部七、○渡海御朱印、○入津并通商拜禮、

卷之二百十二.....三九〇

唐國福建省臺灣府、部八、○鄭氏援兵願等、附風說、

卷之二百十三.....四〇三

唐國福建省臺灣府、部九、○鄭氏援兵願等、附風說、

卷之二百十四.....四四四

唐國福建省臺灣府、部十、○鄭氏援兵願等、附風說、

卷之二百十五.....四三九

唐國福建省臺灣府、部十一、○漂着、○漂流、

卷之二百十六.....四五四

唐國福建省漳州府、部十二、○入津通商、○僧渡來住職、○漂着、

唐國福建省汀州府、部、○儒醫渡來獻上并臨時信牌願、

## 卷之二百十七……………四六

唐國福建省福寧府嶼港、部十三、○漂流、

## 卷之二百十八……………四四

唐國福建省福寧府嶼港、部十四、○漂流、

## 卷之二百十九……………四七

唐國廣東省廣州府、部十五、○渡來御朱印并給牌御用物持渡等、○漂流、○漂着、

## 卷之二百二十……………五八

唐國廣東省雷州府并肇慶府、部十六、○漂流、唐國廣東省潮州府、部、○御谷筋、○漂着并漂流、

## 卷之二百二十一……………五二

唐國廣東省瓊州府、部十七、○漂流、

## 卷之二百二十二……………五三

唐國廣東省惠州府、部十八、○漂流、

## 卷之二百二十三……………五五

唐國浙江省杭州府并金華府、部十九、○渡來呈書、○儒醫并技藝之者渡來、○僧渡來住職并漂着、

## 卷之二百二十四……………五五

唐國浙江省紹興府、部二十、○儒渡來、

## 卷之二百二十五……………五七

唐國浙江省補陀洛迦山并舟山、部二十一、○漂流、

## 第五目次終

## 通航一覽卷之百八十二

南蠻阿媽港國、部一

按するに、阿媽港、臥亞、二國ともに亞細亞洲の中にあり、舊みな波爾杜瓦爾に屬す、阿媽港また亞媽港に作り、本邦にては天川と記し、彼の來書にもまた天川と書す、康熙御撰輿圖に、此邊海を天河海と記したれば、支那にも天河といへるに似たり、全く和呼のみにあらずるへし、今采覽異言等普通の字面を用ふ、亞媽港紀略に、此國北緯二十一度餘と記し、華夷通商考に、本邦より海路九百餘里とあり、黑船燐沈記に、俗に天川と稱し、日本之西南に在り、肥前國長崎を去る事海路八百里、或はいふ九百四十里、此津港は大明の海濱にして、南蠻人、阿蘭陀、占城、暹羅、呂宋、甘波邪、交趾等、商舶の湊る所なりと載す、噶蘭新譯地球圖說に、またアマカンともいふ、古稱なるへし、今はバラゴアといふと記し、嘆咏餘話には、蠻呼マカヲといふ、唐山廣東府香山縣の南海に斗出する一小島にして、波爾杜瓦

爾人交代して永住す、伊斯把爾亞と同類同宗の地なりといふ、六本長崎記に、此國及び呂宋の邊を西洋とも稱すといへり、其事渡海御朱印の條に辨す、其產物はハアレンテインといふ西書に、黃白糸、織物、陶器、山歸來、麝香の類とあるよし、亞媽港紀略に載す、臥亞は御書及び彼國よりの呈書等にも五和に作り、或は哥阿とあれども、支那の書に臥亞に作れるをもて、これに従ふ、萬國夢物語に、北緯二十二度許とあり、四夷八蠻船行記に、長崎よりの海路三千六百五十里といひ、華夷通商考には、三千九百里或は四千里と記す、采覽異言等によると、此國印度中麻辣機爾諸州の内にして、瑤甘瀨會の地、洋舶の湊る所なり、印度志に、波爾杜瓦爾より併有する印度諸國中、第一の都城にして、波爾杜瓦爾より置所の小王これに居し、其所屬東方諸國の事を指揮すといふ、近代翻譯の西書に、デカン國の西邊にありて、我明和の頃、嘆人の爲に併せらるると記す、產物は華夷通商考に、毛氈、木綿、織物等とあり、此二國の記載混淆して分ちかたければ、今臥亞も此部に附す、また此船渡來のはしのは、甚た古き事にて、

本邦より南蠻國と稱せしものは、此二國なるよし、采覽異言、外蕃通書等に論し、外國通信事略にも、二國の事は、波羅多伽兒より官人を臥亞に置、臥亞よりして阿媽港を兼治む、我邦にて南蠻人といひ、其船を黒船とも稱せしは、是なりと見ゆ、然れば南蠻とのみあるものは、此部に收むべしといへども、呂宋等をもまた南蠻と稱せしものあれば、必ずそれとも定めかたし、よて別に南蠻總括の部を建て、南蠻とのみあるものは、概して其部に收む。

○入津拜禮呈書御返簡并獻上

慶長十四己酉年、阿媽港人來朝して、爾後日本人其國に渡海するを禁せられん事を請ふ、官本當代記に、こゝし黒船二艘長崎に着岸あり、阿媽港船も其内なるへし、よて七月、官本當代記は南蠻總括之部に載す、併せ見るへし、よて七月、禁制の御朱印を賜はる、こゝし十二月十二日、有馬修理大夫晴信に命し、此國の船を肥前國長崎の海上に於て燔沈せしめらる、事は御誅伐の條にあり、

慶長十四己酉年七月廿日晚、學校へ上州より使者あり、天川へ御朱印被仰遣之、日本人天川へ參候事迷惑に付て、御停止之御朱印也、文言相談申、御右

筆へ申渡す、

日本人、天川津へ寄船候に付て、其處迷惑之由尤に候、於其儀者、堅令停止了、若於背此旨者、如其地法度、可致成敗者也、

慶長十四年七月廿五日

御朱印

天川湊年寄中

右御右筆庄九左衛門書之、七月廿一日御朱印被仰候也、異國日記、

慶長十五庚戌年、阿媽港より東魯訥といふもの來朝し、臥亞の海船總兵官東適我が書を捧け、物を獻して、去年其國の船を燔沈せられし故を問ひ、再び御朱印を賜はり、舊に仍て通商せん事を請ふ、また東適我及び阿媽港諸耆老より、本多上野介正純、後藤庄三郎にも書牘を贈る、同十六辛亥年七月、東魯訥を駿府に召て拜謁を許され、正純及び庄三郎に命して回翰を贈らしめらる、次條に載る東魯訥が書牘によるに、彼また江戸に其月日等、異國日記に所見なし、九月にいたりて御朱印を賜はり、其請ふ所を許容し給ふ、長崎奉行長谷川左兵衛より副書あり、呈書、及び正純、庄三郎の來書ともに所見なし、また正純、庄三郎、左兵衛が書牘、みな林道春の手に成る、外國入津記、大三川

志等には、東魯訥が入津を十六年の事とす、今長谷川左兵衛が書を推考して、續本朝通鑑による、

慶長十五年庚戌、蠻人東魯訥及阿媽港人來、本多正純承神君之旨、答南蠻船主、又諭阿媽港人、續本朝通鑑に、正純、回答を、今年に一記せしは杜撰なり、

慶長十六辛亥年七月、阿媽港より東魯訥といへる者長崎に來り貢を獻し、西域國海船總兵官東適我といふ者より、書簡を以て先年阿媽港の黒船罪せられたる事を問て、御朱印を賜り、商賈前々の如く相違なからん事を請ふ、東魯訥は彼國の貴族なりといへるを以て、渠を駿府に召て、神君へ拜謁する事を許され、御朱印を賜り、按するに、御朱印を賜はりしは九月なれども、こゝは總記せし、且本多上野介、後藤庄三郎か許より、東適我并阿媽港の耆老の許へ書牘を贈らせ、按するに、大三川には、林道春に命して、本多正純、後藤庄三郎、武德編年集成に、光光の書を作らしむとあり、以後商船長崎へ入津に於ては、貨物交易違議あるへからざる由を諭さる、外國入津記、大三川、志、武德編年集成、

慶長十六辛亥年、本多正純復南蠻船主東適我書日本國執事上野介正純、謹復書西域國海船總兵官東適我大人、按するに、續本朝通鑑には、大いに作る、館下、今玆行人東魯訥遠跨鯨海、重譯而來、親捧鯉素、執謁而見、玆審當時黑

船燔燒之事、於今足下似訴其罪之有無、蓋域異路隔、而不得其情乎、殆抵牾乖戾、而不識其真乎、往歲、阿媽港殺我專价節幹、何也、貴國人以此港、爲私權之處、不欲使我民知之、相逐相來、將塞來路、而殺無事之我民、斯事以聞我主君、我主君、一則以悲我蠻民之無罪而趣死地、一則以怒彼蠢蠻之有惡而設禍罪、於是乎、會黑船來于長崎津、僉云、向之殺我人者、今之船頭加毘旦爲之最矣、津吏上言我主君、我主君慕征葛之意、存復讐之禮、仍以命津吏、召船頭加毘旦、不肯出至、又以問之、不肯奉答、至于再、至于三、終不肯應國命、於是乎、而後船頭之有罪也愈信矣、不亦明白乎、仍命有司、加毘旦一人有大事、而諸人無訝執一人、而千萬人悅之、則古之人行之、津吏奉命、遣士以問加毘旦之罪、船頭即發大鳥銃、燒破我數船、將截纜而驅去、官士於是懼國法之不慢、而乃構艦燴而乘之、船頭忽放火而防之、遂衣寶玉而自焚、而船又沉、初只執欲加毘旦一人問之而已、何殺其餘者乎、況復於船而何燒乎、事實如此、足下宜知淵焉、母爲恠惟幸、方今東魯訥一介遠到、吾儕爲之先容而執贊、而使殿一見、事已成、是非無患於

足下也、亦今我主君不念舊惡、既往不咎、以商賈之往還通市、爲國家之給足餘裕、而不厭諸船之出入、然則來夏、仍舊黑船來于長崎、則通市隨意、而有大利焉、必無拘滯、所待在茲耳、當其時、若我官吏及諸商、有苛擾喧雜之事、則必宜告訴、依法施行、照驗有在、勿爲猶豫、事々難罄于楮面、併附以東魯訥之口舌、不宣、  
按するに、此書年月を記さ、れども、阿媽港知府に贈る書中、詳在寄東適我回書中記載たれば、同時の書たる事推して、

本多正純復阿媽港知府書

日本國執事上野介藤原正純、謹復書阿媽港中知府諸耆會長等所、遠枉手書、近似面稟、住歲烏船燒溺之故、如今諄々而言之、前船主雖自速辜、而其愛惜之情亦可憐焉、其罪迹、詳在寄東適我回書中、姑舍是、然今貴港早悔前非、爲修舊好、庶幾風船按するに、艦には、風を風に作りて、船の字なし、還還、商賈開通之路、永以不廢也、其意於理無害、然則我邦雖有不拒來不追去之意、而又通外國、柔遠人之義、不能不有也、因以聞我主君、我主君有允容之命、於貴港不亦幸乎、夫以貴港之入貢於我邦、數十年于茲矣、今一旦舉而不棄之、蓋我主君善鄰之意、念茲在茲、然則來歲隨例、以烏船之

到于長崎而爲期、莫違約、仍商市雜還、而交易獲福、有如昔日、勿爲狐疑、不宣、

慶長十六年辛亥秋七月十五日

後藤光次與阿媽港諸耆老書

日本國臣後藤庄三郎藤原光次、謹致書阿媽港中知府諸耆老等館下、玆承總兵官東適我惠書、主復莫措、況又專价魯東訥來辜、相看有欣悅乎、前年黑船回祿、陽候爲之祟、蓋其船頭在貴港、時殺我民人、而騙我欺我、以爲不知者、而來于長崎、事發覺、以聞我君、我君命有司曰、收船頭加毘旦者以訊正之、於是馬修理某、受命而往、以爲加毘旦一人取來、則一船無恙、且告、有罪即已、無罪蓋下船而來謁、然加毘旦遂不可之、而亂發巨銃、射我船、多爲焚破、後張帆斬纜將奔去、修理恐辱君命、樓船急接、船頭乃發巨銃、放炬而拒之、餘船迸散、終燬燬而沉淪、夫一人之有罪、而若干人命、若干貨財、悉爲燬燬、初雖非其船裏諸客之本意、而胡越同舟同命、至如此矣、真可嘆哉、火炎崑岡、玉石俱焚、船頭罪能大也、其生而幸存者、多皆調送而還之、何欺乎今也、來歲烏船來款之事、其惻求不忘昔日、余甚憐察、是以上言我君、我

君許可之、然則來歲烏船到于長崎者、相俟有日矣、長崎者、是吾邦西海道中之一良津、而諸市之所輻湊也、然今來書所云、奉行長谷川左兵衛及村山等安、按するに、等安は長崎御代官なり、耽構利之貪心、且口宣此二人、使貴港人作賂銀之債券云云、風聞事也、真僞不可知之、

邇日召二人至于此、兩辭具考、而得當其法、蓋片言巨折獄之故也、彼此甲乙相對、而後白于我君、及其時也、我國法必有所置、然則來歲黑船至長崎時、吾輩愈勸諫二人者、不令爲貴港作阻隔、莫使爲黑船成拘滯、無使爲諸市做煩擾、宜安貴慮、且又留貴港官人一兩輩、實于我駿府、其所乞是亦尤有謂矣、駿府者我君輦轂之下也、然則長崎奉行等、彌憚君邊、而無枉事、今之來价東魯訥、以其貴族者、親拜趨我君、於魯訥不亦幸乎、唯我君前話每及烏船之事、余既爲應答之職、旁人設有譖愬、余能爲之肩蔽、此事之調護、唯在余之思愛貴港耳、萬萬勿勞遐想、今借貴港諸老之唇吻、達之於總兵官所惟幸、不克別裁同東、及東魯訥還、而仍附以余之中情、拜不宣、羅山文集、

慶長十六年九月

自五和使者到來、黑船欲來朝之由、不可有異議也、

賣買法度以下、如前規可無相違者也、若違亂之輩於有之者、可處其罪、宜可承知此旨也、

慶長十六年辛亥季秋日

御朱印

黑船

右之御朱印、圓光寺被相認、傳は按するに、傳は崇傳の略稱なり、下同し、所勞故、於臥內、慶長十六九月廿一日に案書披見也、異國日記、

慶長十六年、長崎奉行長谷川藤廣與阿媽港父老書日本國臣使船司長谷川左兵衛藤廣、呈書阿媽港諸耆老足下、黑船依舊到來、相待在玆、商賈交市、爲兩國之利、何有疎隔哉、前日五和國使者東魯訥、來于吾邦、時藤廣在長崎、故吾主君不與殊書印于魯訥、今藤廣爲請之、於是允容、而賜殊書、蓋爲貴港不忌舊盟者耶、明夏必埃烏船之維續於長崎、勿作猶豫、再拜不宣、羅山文集、

慶長十七壬子年七月廿三日、阿媽港の商船肥前國長崎に入津す、考證に、黑船着津とのみありて、阿媽港といはれざるを參考して、前年渡來の恩許を蒙りしと、駿府到着拜謁等の事の船を定む、八月廿八日駿府に來着、九月朔日登營して拜謁し、臥亞國官人等の書牘を呈し方物を獻す、こは前年御朱印を賜はり、かつ東魯訥の懇遇蒙りし

を謝し奉るなり、時に台德院殿にも書を奉り、また本多上野介正純、後藤庄三郎にも來書あり、同月廿五日御返簡を出され、別に御朱印一通を遣はさる、正純、庄三郎よりも回答す、此年八月、島津少將家久より阿媽港四國老、及ひ其船主に答ふる書あり、こは去年薩摩の漂民、彼國にて救護せしを謝する所なり、

慶長十七壬子年八月四日、自長崎飛脚到來申云、去月廿三日、按するに、駿府政事録、武德編年集成に廿二日とし、大官本當代記、創業記等に、此月のはしめ、黒船到着と記したるは、御聽に達せし日次と混し誤りしにや、黒船着津、白糸十四萬斤、其外段子等多來云々、後藤庄三郎於御前申之、駿府記、

慶長十七年八月、始黒船至長崎着、去々年來朝黒船、悉被打果の間、按するに、黒船を焼沈められしは、慶長十四年に、去々年來にあらす、自是以後、來朝不實の由、人みな思設處、長崎の住僧彼國人たるに依て、此一兩年依相調來朝云々、其外小船共多着岸、猩々皮、毛氈、卷物、糸如山來ると云云、官本當代記、

慶長十七年八月廿八日、此度黒船の唐人駿府へ參着、創業記、

慶長十七年九月朔日、黒船の船主等、於駿城御禮、

上様袴肩衣、上壇曲錄に御座、進物羅列、目錄在左、奏者榊原伊豆守也、緣限鳴居之内疊之上にて船主作拜、本多上野介書持參於御前、上様入御之後、右之書、上州被渡於傳、傳請取而歸、書三通、銀之方盆に居へ、木具之臺に載て御前へ披露也、傳へ請取時は、銀之方盆者不請也、上州奥へ被舉之乎、茶屋之又四郎、長谷川忠兵衛方盆奥へ被持入、右之書三通之案在左、

西域國署五和王事雷羅令所德大奧六謹頓首、致書大日本國王御前、君處東海、寡人處西、惟是百萬里風濤、音信難度、情緒間濶、然神交者心自相貫也、常念敵國百姓之貴邦、感君殊遇、如家人父子、傳頌盛德、大名到敵國、寡人遙瞻拜、嘉頂戴無窮、特差將官彌格兒幾蘇沙庇蒙德兒、帶書到天川港刻、令副將阿維舍羅烈釋、將書詣闕、告修舊好、君其納之、幸甚幸甚、寡人思、去歲貴百姓在天川港、與敵百姓相殺、聞之心甚驚怖、遂差東適我、往審確處分以謝、繼而東適我書至、說安直黎弼梭人船財貨、俱焚溺於貴津之海中、吁可嘆哉、一何慘也、乃東適我克終君命、轉差東魯訥、攜書告白、東魯訥仍被光寵、蓋王於無

罪、故施不次之恩、燬燼之餘、厚完以歸、君王之心、依原光霽、煬竈釜鬻、初不之省故也、惠徼福於敵邑、御恩銘刻、死且不朽、惟是告諭天川港敵百姓、要承奉如初、不可失墜、再尋舊盟、願勿相塞、倘敵百姓於貴津有無狀、君其使告加昆旦、即責以謝、若貴百姓有不然、君亦當圖之、允若茲、兩情相通、更無渝好、雖千百世可無事也、然內交既固、外患必除、紅毛英主黎者、按するに、阿蘭陀、諸尼利亞なり、敵邑之患也、彼在海上流劫、安得有貨至貴國、是皆誣詞、若安泊貴津、終是芒刺、其長驅之、使無止宿、外憂既除、內親益固、聖保廟備須甫伴天連諸大士、在貴國者、深沐君王眷顧、惟祈始終如一、寡人更荷天慈、君王苟有所願於敵邑、敬將唯唯聽命、蓋兩相好、兩相顧、雖各天猶一也、狀惟、炤亮不宣、

判

右書唐紙折本之如經、外題亦紙押之、上に正之字一字書之、架籠赤紙、上に外題有、表書云、

西域國署五和王事雷羅令所德大奧六致書傍注、是に書、大日本國王御前、外題上に書之、謹封傍注、是上之真中に次目有り、外題之下之明たる所書之、

西域國臣總兵巡海務事彌格兒幾蘇沙庇蒙德兒薰沐頓首百拜、謹以口詞、上啓大日本國王陛下、五和署西域國王事主者、聞得燒船之變、至於不相往來、蓋職敵邑之由、遂遣東適我、至澳詳察、責敵百姓、且因以謝過、適我用是、差東魯訥持書、詣王所與百執事前、表暴敵邑之心、請納交繼修前好、亦視璽書之得不得、以決船之來不來也、及臣至嘛喇略、路遇魯訥歸、出所賜良刀與殿下二三執事之書示臣、臣始知陛下之大有造於敵邑、恩與天地並、向事實非陛下之本心、乃讒言之以但不信舊書稿、不登印信、衆心終是躊躇、臣今至亞媽港、接王璽書與長谷川左兵衛手札、臣拜手登讀、真知陛下與百執事之無二三其德也、又接我備須甫來書與伴天連微施代律口禰嘖嘖、王有深愛、惠徼敵邑有加、敢不惟命是聽、遂命商船滿載、以來主是事者、加昆旦伯祿兒物知氏、而來將阿維舍羅烈釋、是我王家之裔、曾與貴邦舊識、此謹慎人也、敵邑肝膽腸胃、盡付此人舌尖、有密心腹、儘可傾瀝、今願竊有請焉、前交曾有璽書、彼年在船燒燬、其稿尚存、王臣一張、實明其事、若有敵邑之心、請乞謄寫二本登印、一存照本港、一隨船往來、則



梯航年年、及瓜聽命、茲聞有紅毛投貴國、此是海上劫船之賊、恐不利於敝邑、持備兵船一隻護送、惟祈蚤發買賣、仲秋風便、得以言旋、來年孟夏、商舶必至矣、是乃兩國之利也、敢布腹心、臣不勝悼懷之至、謹奉小柬一通、以聞、

于時  
大明萬曆四十年夏六月  
判按するに、萬曆四十年は、我慶長十七年

右書之牒、架籠等同前、但書之上に外題に、正一字、是も同前、架籠之表書云、

西域國臣總兵巡海務事彌格兒幾蘇沙庇蒙德兒致書之限に書之、

大日本國王陛下傍注、是者真中之外題上に書之謹封傍注、同前

西域國臣奉行天川港知府事交會華殊、臣機所功沙訥、臣衛視翼昂濤陸、臣彌格兒等、蒙御賜良刀硃書、召回通好、謹奉表稱謝者、伏以、寶氣騰毫光、輝煌牛斗、玉篆涵膏澤、溫潤區寰、恩自天來、眷溢望外、臣等誠懼誠忭、稽首頓首、竊惟天下一家、隆古太平景象、梯航輻湊、淑世富疆規模、天地之大德曰生、神聖以不殺為武、好生洽於人心、光被通乎四表、茲蓋

伏遇、陛下量同天地、明並日月、陽光烘翳霧、譏人無事乎、鳴張羅網開三面、用命得賴以生活、消融不識蠢愚之愆、軫念人船燒淪之苦、寵謝罪之使、特賜良刀魯訥、何幸也、歎鳥船之至、欽降璽書、闔湧欣動焉、天語榻前叮嚀、咸頌聖主之慈、御書遠至招徠、益增人民之喜、許買賣如前規、嚴違犯之逆徒、轉枯稿歸陽春、兩成福利、斬荆棘為大路、心無罣碍、蓋王視我如己民、故我觀王即吾王、茲重恩謝之舉、特選老成之人、來者阿維舍羅烈輝、即王室之冑、在敝邑稱意、敢藉可托寄腹心、伏願心貫始終、德無二三、撫綏之政常新、歸依之期如故、浸仁恩、淪肌浹髓、祈福祚、地久天長、臣等無任瞻天仰聖激切屏營之至、謹奉表稱謝、以聞、

于時  
大明萬曆四十年壬子夏六月  
判

右書之牒、架籠已下同前、但書之上之外題に、表之一字書之、架籠之表書に云、

西域國臣奉行天川港知府事文會華殊等謹奉表傍注、是は右之限に書之

日本國王陛下傍注、是者外題之次目、外題之下に書之謹封傍注、架籠之上に書之

右三通之書、同時に寫置者也、此三通之外に、南蠻字之書雖有之、不及披緘也、

西域國臣奉行天川港知府事文會華殊、機所功沙訥、衛視翼昂濤陸、彌格兒等、謹致書日本國本多上野介相公大人閣下、客總承惣兵東適我、遣副將東魯訥、攜書請罪、願足下不厭卑鄙為之先容、引見便殿、恩禮有加焉、尙方寶刀、佩歸本國、以章王寵、光昭敝邑之君臣、雖王錫其大德、實足下之推撰之力也、手書教云、通市隨意、必無拘滯、敝邑人民不違尊命、悉索敵賦、以來船貨會于貴浦之長崎津、足下無忘舊德、視我如子、彌縫其闕、而匡救其災、則敝邑人民獲庇於天高地厚、世世子孫不能忘也、來使阿維舍羅烈輝、王裔敝且邑之良也、曾與貴國諸君、比肩交遊、稱為謹慎、用是推側左右、藉足下之靈、而惠徵之、拜手稽首、願王之德業配天、併三祝於足下、而因以少白焉、前年之變、皆罪我之由、固有大謬、不然者破舟流離、居因吾資、饑食吾粟、厚施而不報、又因以為仇、似於怨德之理未稱、藉死者為名、快心於一逞、

主持結構、至於此極、若而冤抑幾無伸矣、幸有聖天子賢宰相、區別涇渭、遂使六十年之交離而復合、敝邑之福也、苟暗藏機括、陽和而陰蠹、則敝邑又獲禍矣、調護扶持、於足下重有望焉、然敵港處貴百姓、情最厚也、明官府惡留貴百姓而至於亂、推究窮詰、動至費用、終不忍貴百姓陷明官府之手、則是我有大造于東也、兩相愛而兩相護、乃見交情、毋尋干戈於同室、惟足下先杜其竇、幸甚幸甚、

大明萬曆四十年壬子夏六月  
判

右之書之牒、如經折本にして、外題赤紙、外題之上に、書之一字有之、架籠赤紙、架籠之上に外題有之、同赤紙也、架籠之上に書付有之、左にあり、

西域國臣奉行天川港知府事文會華等致書傍注、是は右之限に書之

日本國本多上野介相公館下傍注、是は外題之上に書之、之下はつれに、謹封之二字有之、之、架印之上に判有之、又五和之一番之帥大將東適我より、上野介殿へ上書、其書南蠻字にて未分明故、通事消息にのべて、上別へ上る也、左に有案也、去年ドンヌウギヨ差渡申候付而、以書狀申入候處、

御懇に御返事忝存候、然に於其元、ドンヌウギヨ様  
様御馳走之由申聞候、過分忝存候、黒舟之儀、御朱  
印不被下候者、渡申間敷首尾御座候得共、跡より備  
志多伴天連に、御朱印被遣候間、即黒舟申付差渡申  
候、乍去貴殿様より御返事之儀者、御朱印同前に  
存、内々黒舟之儀、可申付覺悟之處、彌御朱印被下  
候間、如此御座候、猶如前々御朱印之儀、今度改而  
被仰付被下候者、忝可存候、將亦將軍様より御書被  
下候、是又忝頂戴仕候、御懇被成付而、何も致談合、  
もと／＼のこゝと存、黒舟差渡申候、此以前、天  
川にて日本人と喧嘩仕候事、此方之者少もあやま  
り無御座處、於其地御合點被成様御座候へ者忝存  
候、此かびたん能者御座候間、進上申候間、昔之こ  
とく此者之口を被爲聞、さためさせられ可被下候、  
昔のこゝと御朱印被下候者、二通申請度存候、一ツ  
をは本國へ指置申、一ツをは渡海之黒舟にもたせ  
可申ために御座候、むかしの御朱印をは舟にてや  
き申候間、何も昔之こゝと被成可被下候、此黒舟御  
懇被成、早々仕舞申候様に被仰付可被下候、奉頼  
候、又日本人爲商此方へ不參候様に、被仰付可被下

候、はや當年日本舟參候て迷惑仕候、猶五和へ御用  
之儀御座候者、可被仰付候、御無沙汰致間敷候、  
五和にて之一番之軍大將ミケ井デソウサ、ビメ  
ンテイル、東適我也  
又同五和二番之軍大將東魯訥、上州へ上候書也、通  
事消息在左也、  
去年罷渡候處、様々御懇御馳走誠に忝存候、殊日本  
之大成儀、又江戸之御手廣儀、中々驚目候、右之様  
子、五和へ罷歸、委各へ可申聞候、又貴様別而日本  
御出頭、殊異國へ之御馳走被成儀、可申様も無御座  
候、駿河に罷在、日々御使者様々御音信被下忝存  
候、於江戸も本多佐渡守殿、御懇被成忝存候、皆々  
五和にて可申聞候、乍去將軍様へ五和より指上申  
候書狀を、佐渡守殿御ふところにて被爲入、將軍様之  
御目に御かけなく候事、是少御恨存候、是は佐渡守  
殿へは不申入、貴様へ計申入候、乍去御懇之儀忝存  
候、何にても五和へ之御用御座候者、可被仰付候、  
江戸へも爲御禮かびたん進上申候、  
五和にて二番之軍大將ドンヌチギョテツトマウ  
キ、東魯訥也、

同自天川奉行衆、後藤庄三郎へ上る書、

西域國臣奉行天川港知府事文會華殊、機所功沙訥、  
嚮視冥昂濤陸、彌格歌黎等、謹薰沐頓首、致書日本  
國後藤庄三郎館下、使人魯訥受足下書、回到日登拜  
展讀、知甚代爲憂戚、又知大爲調護、且肩蔽敵邑、何  
幸過此、良人感德無藝、且善且悲、喜六十年之舊好  
再新、而兩國有福利、悲敵邑之生命、與船與貨、盡投  
於燬燼淪沒之中、思之痛心疾首、渙然有遺憾焉、敵  
邑與貴邦交相有年、何一旦遽忍至是而不顧、其中陰  
主之者、以貪構怨、以怨成仇、啗我以甘言、陷我以機  
穽、豈知人欲爲之、天故反之、畢竟成空、總歸無益耳  
已、微足下之知我憐我、敵邑之醜名、幾不白於王心  
矣、幸而天誘其衷、悔禍於敵邑、繼送印書、招我以款  
誠、敢不惟命是聽、然猶懼其爲蠱尾也、能爲始必能  
爲終、防微杜漸、重有望於足下之今日、置我爲外府、  
島舶往來、不腆之貨物、當不讓於諸國、請以是圖答  
報之萬一、來使阿維舍羅烈釋者王家子敵邑之望也、  
特有夙識、特選遣、道達誠意於其側、祈以引魯訥者  
引之、使亦得趨拜殿前、造御榻語、恩波重沐、秋  
毫皆足下之賜也、藉君之靈、俾無間隔無拘滯煩擾、

惠當與天地並、敵邑感佩、死且不朽、伏惟炤亮、不  
宣、

大明萬曆四十年壬子夏六月

在判

右之書唐紙、如經折本にして書之、外題赤紙、書之  
一字を書也、架籠も赤紙也、架籠之右之限に書云、  
西域國臣奉行天川港知府事文會華殊等致書

日本國後藤庄三郎老大人館下

日本國後藤庄三郎老大人館下

兩御所御返簡并本多上野介後藤庄三郎返書

日本國征夷將軍源秀忠、復章五和國刺史机下、微書  
來着、特異邦之土宜所罕見、尤感欣有餘、委悉附與  
佐渡守正信毫端、而令略者也、

慶長十七曆季秋中浣

御印

此將軍様之御書者、間に合鳥子、下繪有、二つにき  
りて、半枚に書、常の豎文ほごに卷て、架籠も細く、  
是も下繪の鳥子にて、上につぎ目有て、中ほごに朱  
印一つ押て、書付は無之也、架籠も文の相應にほそ  
く、印もわきへはづるゝほごに有たぞ、右之書は、

江戸にて誰人書候も不存候、右者上様より五和國へ之返事被成問敷と御誼候へ共、長谷川忠兵衛從江戸登、直に將軍様御返書之儀被申上候に付て、其様子は國大名への御書の趣に候と被申上候、然は其通に御返書調候へと被仰出候故、御書相調候、案紙如左、

日本國源家康、報章五和國刺史麾下、手簡披閱、殊方物領之、不堪忻感、委悉附上野介正純筆舌者也、

慶長十七龍集壬子九月日

御印

右之書、下繪の間に合鳥子、半分に切たるか、自上野殿來也、其に書付候、架籠常の鳥子、上に續目有、上書に云、

日本國源家康報章傍注、右之方に、

傍注、續目之封上に書之、

黑船并南蠻人之船、着岸于長崎、市易賣買、可爲如前前也、於志日本渡海之船者、若逢難風、橋樑摧損、雖寄着何之湊、船荷物等、不可有相違者也、

慶長十七壬子年九月日

御朱印

右之御朱印、自黑船望申故、忠兵衛、庄三郎被申上被遣之、大鷹二枚に書之、上包鳥子、但無架籠也、

右兩通之書者、忠兵衛に渡之、九月廿五日に渡之、

日本國臣上野介藤原正純、復章天川港知府事文會華殊等足下、來書發緘、薰誦主復、雖未遂拜寵、實如對床話、滿意莫大自是、去歲五和之使介東魯訥來朝、便聞吾日本國主源君、拜禮采納、依使介之懇求、

商船來着、不可有疎志之趣賜印札、而不日揚歸帆、早着岸貴津、依之當年黑船來着于長崎湊、船之長阿

維舍羅烈雅、到于駿城、對顏如故、吾源君受拜禮、幸事無他、載船之寶物、市易之利、可任商主之意旨、以

源君之命、示于船長、聊不可有紛紜、彌年年商舶往來、互可通國寶者、何善政如焉、自五和國主、方物惠

賜、感佩多幸、雖菲薄、綿衣背面、雜色十領獻之、宜被進達、餘附船長之舌端、保裔不備、

慶長十七壬子歲九月日

在判

右下繪無之、間に合鳥子に書之、架籠如常、上書に云、

日本國臣上野介藤原正純復章

謹封

天川港知府事文會華殊等足下

自五和國、方物如目錄、九色獻吾日本國主源君、采納惟幸、

慶長十七壬子年九月日

日本國臣上野介藤原正純

在判

呈投天川湊執事中

右之書、右之架籠へ加入、

鴈札落手、抑去歲貴國之使節東魯訥來朝、面會恰如舊交、所示諭之旨趣、聞吾日本國源主君、特賜印札矣、急揚歸帆、而着岸天川港之告報、歡驚無他、依之當年黑船來着于我邦長崎津、船之長廼到駿城、詣源君閣下、拜禮采納爲幸、寶物市易、任商主之心、不可有參差趣、以源君之命示船長、宜安心莫怪、彌年年商舶往來、爲國爲人、何幸如之、緒餘付船長之口陳、不宣、

慶長十七歲在壬子九月日

日本國臣上野介藤原正純

在判

呈投五和軍將東適我足下

右之書も有架籠、上書等同前、

手教披閱、去歲來朝、面會多幸、吾邦之風化、足下之所見也、特賜我日本國主源君之印札、不日歸着天川

津、依之當年黑船來着于長崎津、船主忽適來駿城、以故聞源君、拜禮采納、特所被下市易無紛紜、可任商主之心之命也、聊不可有參差、東適我亦見煩手札、足下口陳、悉聞取之旨被示曉、即裁答書投之、彌年年商舶往來、豈有隔礙乎、莫訝、餘事期來音、心緒束閣之、不宣、

慶長十七歲壬子九月日

日本國臣上野介藤原正純

在判

呈覆五和軍將東魯訥足下

右之書も有架籠、上書等同前、

日本國後藤庄三郎光次、復章天川港知府事文會華殊等閣下、所賜之芳劄、發緘窺嚴旨、哀哀之詞華、銘肝銘膽、任吾日本國主源君印札、黑船如元來着長崎津、船主來謁、拜禮實成舊時看者、忻感有餘、廼到源君尊前、拜禮整正矣、載船之貨物、任船主之意、可得市易之利者、吾源君之許命也、勿思慮、彌年年往來、互可通國寶者、兩國之幸事無若之、如予亦聊不可有隔礙、若有所懇求、以件件可被示諭、速承命可調達、餘付船主之舌端矣、誠惶頓拜、

慶長十七歲在壬子九月日

右之書、間に合鳥子、無下繪、架籠上書已下右と前也、右以上、五和天川へ之返書之分也、仍而返書共、九月廿五日相濟相渡也、以上、異國日記、慶長十七年八月

薩摩少將義久答南蠻船主書

去歲拜別之後、不問安否、非敢怠之、海雲萬里、便不的也、不意賜一書信、匪翅拜視吾子之書信、國司四老亦辱賜數行書音、蠻字件件重譯、以頗解其理、未敢不爲憐矣、去春我國商船、將赴安南、大洋遇風、橋傾機摧、幸而到於廣東之地、辱蒙蠻君之深恩、修檣與檝、前月回於我日本肥州五島、雖未回我州、舟和無恙、是亦出於蠻君之仁心、且復有絲綬之賜、何以謝之、即憑仗吾子、以呈報書於四老、吾子其詳訟之、自今以往、若有求於我者、使通事者報之、我亦有來於貴邦者、他日使一价以告之、貴邦安泰、陋邦亦無事、珍重、不宣、

壬子八月日

島津少將家久

南蠻船主大津長寓席

答南蠻四國老書

胡越天涯、未通音書、不意芳信數行、蠻字不知其旨

趣如何、使人重譯、以漸解其理者、十而一二、其八九未能解之、是故無由詳謝之、去春我國商船、將赴安南、路遇黑風、飄墮於廣東之邊地、幸蒙國司四老之深恩、舟人無恙、前月回日本肥州五島、是亦國司仁心之所及也、仄聞、貴邦上下各得其所、我陋邦亦士農工商之四民、不闕其一、貴邦商客之所得而能知之也、今也雖欲諄然說之、夷語難酬、仗乞亮察、

壬子八月日

島津少將家久

南蠻國司四老閣下、以上、南浦文集○按する書し、何港の船主といはれされとも、書中廣東云々の語あるを見れば、必ずこれ阿媽港なるへし、故にこゝに附す、

元和七辛酉年、阿媽港知府より、執事土井大炊助利勝に書牘を來して、渡來の黑船、海上賊船の妨害ある事を訴ふ、よて利勝より、日本近海は嚴制を加へられしよしの報章を贈る、

元和七辛酉年九月廿四日、土井大炊助殿より楠加兵衛使に被越候、天川より上様へ使を上候、則大炊殿に書狀來候とて、案を見せに被下候、案左に留之、

乍恐一書申上候、然者去年、以使札御禮申上候處に、上様へ御懇之御取成故、御服など拜領仕、外聞

と申、忝次第に奉存候、殊更御手前様より、御懇之御書被下候、致拜見、皆々忝奉存候、當年も使札進上仕候、就夫先年は黑船渡し候得共、近年はオランダのぼはん船十三艘、海中にうかめ居申候に付而、大黒船は不罷成、小舟にて渡し、何其迷惑仕候間、同じくはぼはん舟、平戸に不召置候様に被仰付被下候は、忝可存候、オランダはぼはん計仕候に付而、餘國には置不申候故、平戸に居申候、又白糸なとも、近年はおしかい候様に罷成、迷惑仕候、右之通被問召分候様に、天川中奉仰候、恐惶謹言、

西六月廿五日

天川年寄 三

人

土井大炊助様

右之書之返書を、楠加兵衛手跡に而、大炊殿御内存之通書付、持參被申候、案左にあり、芳札披覽珍重候、仍去年使者被指上候處、御目見、特に吳服被下儀、辱之旨得其意候、然者當年も、使者被差越候、各申談遂披露候處、御前に被召出、仕合殘所無之候、次先年者黑船被渡候へ共、近年オランダ洋中に浮候故、大黒船不成渡海由、被申越候、日本近所にては、ぼはん不仕様に被仰付候、將亦白

糸押買之由に候、左様之儀、當國にては無之候、如前々に候に付、可有其心得候、猶口上に申宣候、恐恐謹言、

九月廿三日

大炊助 利

勝

天川年 寄 中

此心を文章に直し、返書調候様にとの儀也、心得申候、明日持參可申由、口上に返事申候て、楠加兵衛展す也、

日本國臣大炊助藤原利勝、報章天川港知府事三員、披芳帖窺來意、眷眷之志趣、已見于辭矣、使節來謁、諸臣相與奏吾日本國主大樹源君、而面禮肅爾、去歲之來使蒙恩榮、而歸鄉各滿懷、尤珍重、抑黑船之渡海、先自是雖無寇讐之妨、至近年者、賊船數艘、相浮于海上、大船之往來不任其心、并白糸之賣買、欲及押奪之示諭、日本近近之海上者、依國主之命、堅制止海寇矣、付市易之利潤、宜任商主之心、聊不可成非義之趣、先制已嚴重也、國中爭有違犯輩哉、莫訝、餘付使節之口陳矣、不備、

元和七歲在辛酉九月日

大炊助藤原利勝朱印

右之下書、翌日廿五日に大炊殿へ持參對面、文牀入

御意、數刻茶話、同晦日荒木虎之助使に而、右之下書に、このみも無之に付、清書頼候由申來、則間に合鳥子に書之、以上十三行也、架籠如常相調、十月朔日に清兵衛に持せ、大炊殿へ進候也、異國日記、亞媽港臥亞へ我邦の船通せし事は、慶長の初より事歟、書と物とを奉りて、其使を引見せられし事は、慶長十七年より始る、按ずるに、慶長十六年、臥亞の官人東魯訥拜謁せり、然れば十七年より始るに記せ、元和七年の後、其使來りし事いまた聞えず、外國通信事略、

通航一覽卷之百八十三

南蠻阿媽港國部二

○御誅伐并渡來停止

慶長十二戊申年、肥前國日野江の城主日野江城は、高有馬修理大夫晴信、仰をうけて香材を求めんかため占城國に商船を渡せしか、阿媽港にて蠻人等、悉くこれを燒害せしよし上聞に達す、此事、安南國の郡渡海御朱印并然るに同十四己酉年、彼蠻船長崎に入津せしかは、晴信及び長崎奉行長谷川左兵衛に誅戮すへき旨命せらる、よて晴信左兵衛計策を廻らし、十二月十二日遂にこれを海に燒沈む、左兵衛の弟長谷川忠兵衛も功あり、同十五庚戌年正月十五日、晴信駿府城に登り拜謁して其始末を言上す、御感ありて腰刀及び海上に浮ぶ所の蠻物を賜ふ、晴信また本多佐渡守正信に書牘を贈りて、台徳院殿にも告げ奉りしかは、同廿二日正信奉書をもてまた御感のよしを告ぐ、此時長谷川左兵衛、長谷川忠兵衛にも其功勞を賞せられ、蠻船闕所の金帛を賜ふ、此時海底に沈む所の白銀、頼人ありて、永寛十三年六百貫目餘、承應二年また三百貫目取揚たり○引

通航一覽卷之百八十二終

用の書、其記載各異同あり、中に就き有馬傳記は其家に使ふる所なれば、稍其實を得たりしもの歟、

慶長十五庚戌年 按ずるに、黒船燬沈記、十二年己巳に作る是なり 十二月十二日、於長崎、有馬修理大夫晴信黒船取候次第根元

は、家康公より、チャンパン國のきやら御尋被成候、按ずるに、黒船燬沈記に、占城天竺國之郡邑在日本國坤、去肥州長崎海路千三百里、所謂伽羅香木土產地也とあり、其頃長崎奉行左兵衛へ被仰付候へとも一圓無之、不差上候、然處晴信才覺にて少し進上仕候故、御機嫌に思召候、其後チャンパンへ手遣仕、伽羅御買被成度候間、修理大夫手前より才覺可仕旨被仰出、銀子六十貫目 按ずるに、黒船燬沈記には、并鑑金屏風など御渡し被成、修理大夫自分にも色々進物等遣候、就夫わざと唐船を仕立、長崎において、チャンパンの案内も存候あんじ 按ずるに、黒船燬沈記に按司といへるもの蠻族たるの故とあり然れば長崎居住の蠻人なるへし、雇久兵衛と申ものに、道具の者三人、夫二人相遣遣候處、天川へ無恙合着津、チャンパンへの順風待居候、然處修理大夫捕り候黒船のかびたんの者と、右六人のもので天川の町にて致喧嘩、かびたんの者共を餘多討殺申候に付、其晩久兵衛宿へ黒船のシンニヨロとも七十人をしかけ、久兵衛をはしめ六人とも不殘討果し、按ずるに、外國入津記には、蠻船の長加飛丹商者の長眞如慮背議しけるは、日本の商船年々

阿媽港へ來らば、吾輩長崎へ往とも其利を得たしとて、有馬陪臣を財利をせらる、是を謀り、二所に呼入、三百人悉く燒死すとあり、慶長十六年本多正純より阿媽港諸番老に、剩御銀其外のも答ふる書によるに、此説を得たりとすへし、

の悉く奪取申候、右のあんじはかりは南蠻人にて候に付、其場を逃さる、唐の地へ渡り、其年九月日本に歸り、按ずるに、東遷基業には、其中に有馬晴信の家奴三人は連れ歸るに記す、晴信へ右の様子具に申達し候、即あんじを召連駿河國へ參觀仕り、本多上野介を以、旨趣言上仕候處、曲事者に候條、黒船のかびたん討候様に御評定相窮候、然處翌年右のかびたん、爲賣買日本へしひのひ渡り候、かの黒船可召取候人數修理大夫へ被仰付へき由上意之處、修理大夫御請に、私一人に被仰付候様に奉望候處、かの黒船は大船の事に候間、其方小身にて一人として取損候時は、其方は覺悟のまへにて候得とも、日本の名折にて候間、餘人をも可被差加の由上意に候處、重ての御請に、私に似合敷相手に御座候條、一人に被仰付は彌辱可奉存旨、達而言上仕候に付、於其儀は一人に被仰付由に而御暇被下、在所へ十二月六日に下着、翌七日、手廻三十人はかり召連長崎へ罷趣、長谷川左兵衛と相談仕り、かびた人を庄屋所へ召上せ、切殺し申談合にて、かびたん方へ左

兵衛より使を遣はし、庄屋所へ参り候へ、相談の事有之由、申遣候得とも、御成敗被成儀を前にかびたん承候子細は、其時代上方筋、關東筋までも切支丹宗門の寺所々に有之候に付、船中其覺悟仕、一人にても陸へ下し不申、かびたんも上り申間敷由申に付、翌八日重て使を差遣はし、少も別條無之儀に候間是非に上り候へ、無左候は、切支丹寺のために不能成儀のよし申遣候得共、黒船近く使の船を寄不申、重て使被下ましき由返事致し、其上船拵仕可致出帆體に相見候、然共其節西風吹申候に付、風の止間を相待居候故、最早可致様無之、林田作野右衛門、野池按するに、黒船燬沈記に鬼野池に作る。九郎右衛門と申も、此度此黒船討留不申候へは、切腹いたすより外無之候間、兩人へ使申付候、此節之儀に候間、丸腰にて懷に脇差をさし、かびたんに致面談、差違候へと申令候、兩人共に畏入、即黒船に参候處、石火矢をかまへ中々近邊寄付不申候、色々斷候へとも、承引不仕候、此上は船共に可打捕由にて、西古賀村山田兵部居申所迄召寄置候足輕大將四五人、其外高來郡に居候侍雜兵共に不殘罷越候様にと申付、按するに、黒船燬沈記に

記には、本城日野江の諸士輕卒等、外城空閑邑の山田兵部丞并附屬する家士歩卒に至るまで、不殘召参むとす、其後風もすこしやみ申候ゆゑ、出船申候處、沖はいまだ風強く候に付、深堀と申候處迄、按するに、黒船燬沈記に、外國入津記には深堀を作る。三里参り碇をおろし掛り候に付、小船六艘上乘、有馬右衛門、結城彌平次、安富河内、井上藏人、按するに、黒船燬沈記及び外國入津記には、此人を、關ヶ安富越中を載せ、越中後徳園と號すとあり、山田和泉、按するに、黒船燬沈記に爲名代有馬備中を申付、修理大夫も小早船に乗、津口まで罷出候、翌九日長崎浦の燒船數艘に、燒草在家の家をこほち、茅を積、火を付て風上より黒船に流しかけ候へとも、存の儘に不流掛、少々は流れかゝり候へとも、押除候へは、さして役に立不申候、其後十五六端帆の船二艘もやひ、井樓を黒船の高さに組上、十一日には高來より人數ことごとく馳参り、翌十二日井樓にのり浮候、上乘は谷川角兵衛、高橋主水、久能善右衛門、竹富勘右衛門、黒船と井樓船の間、十七八町ほどこにかゝり居候處に、十一日の夜修理大夫井樓船に申付候は、明日夜明に可討取候條、面々可得其意由申渡候、井樓より谷川角兵衛、高橋主水請に、明日夜明には人々寐おびれ候て心もそろひ申間敷候、其上夜中に風なき

候へは出船仕る儀も可有之候間、唯今可討取之由申に付、尤に候早々責かゝるべきのよし申付候、右之兵船六艘取楫面楫に三艘充上、矢を打候様に申付、十二日戌の刻に井樓船を黒船の艦に押かけ、相輪役林田助市相かぎかけ申候、又あたけ船一艘上乘鷹屋七之丞、井上藏人、林田作野右衛門、是も黒船に相かぎかけ、一同に乗うつり申處に、黒船より鎗にて防ぎ、鹽硝を掛火瓶を投付働き候、然る處此方へ掛候火瓶の火、帆に燒つき、燃あかり、火煙甚し、敵味方ともに働き不能成候ゆゑ、井樓船へ乗うつり申候、追付鹽硝瓶に火うつり可申候間、修理大夫船も先退き候様に申候處、如案鹽硝より火うつり、十二日亥の刻過に黒船燒沈候、按するに、黒船燬沈記に十二日の子の刻許りに、遂に船主加毘旦寶玉を衣て自焚て船に共に海に沈め、船裡に蠻人燒溺する者三百有餘、白銀二十餘萬兩、白絲二十餘萬斤、金銀環劍錦綾羅布帛等の器財珍寶其數をしらず、皆水中に腐ぬ、吾邦の諸商手を空くして還るさあり、又燒沈之鳥船圓總四十八尊、横十八尊、高九尊、但、潮上見ゆる方櫓四十八尊、帆綿布、但、燒鐵脂發煙具數三、其以十六位有、但、取組十八位構之、面楯十八位構之とあり、其以後長谷川左兵衛、其場へ罷出候中途にて修理大夫参會、黒船討果申候、荷物其外積荷物海上不見分様に浮上り候、御爲に成可申間可然様に可有下知候、

私は在所へ罷越候由届、翌十三日歸城仕候、晴信長崎出立日見峠に着到付申候處、雜兵共に都合七千人と記す、黒船にて討死の人數は安徳宮内、久能善右衛門、北按するに、黒船燬沈記に喜多に作る。市之丞、平井佐兵衛、鷹屋按するに、黒船燬沈記に四郎兵衛、村田按するに、黒船燬沈記に林田に作る。彌六郎、馬場右衛門八、林田久八郎、結城傳七郎、按するに、黒船燬沈記に蘆塚茂助、馬場七郎右衛門等なり、按するに、黒船燬沈記に馬場其助二人を載す、足輕には林三助、西郷五郎右衛門、金子助作、渡邊庄次郎、嶺安助、道具のもの右衛門作、按するに、黒船燬沈記に林右衛門なり、同十五日修理大夫在所發足駿河へ罷越候て、右之旨趣言上仕候處、按するに、武德編年集成、大三川志に月十五日、家康公御腰物御直に修理大夫拜領、其上黒船の荷物以下まで被下候由上意に御座候、秀忠公へ言上のため、本多佐渡守迄以使札申達候處に、披露即佐渡守より紙面、猶以御誕之旨、能々御守其元諸事御奉公肝要之大御所様より被仰付候、黒船御成敗候て参府被成



候處、御所様御悅被思召、御腰物御直に拜領、猶又黒船之荷物以下迄被下置候由、蒙仰候、誠不成一方御事難申謝候、其通將軍様へ披露仕候處、不大形御祝若御悅被思召、一段之御仕合共に御座候、委細期後音之時候、不能一二候、恐惶謹言、

正月廿三日

本多佐渡守正信

有馬修理大夫様

御報

有馬傳記、黒船沈没記、外基業、三才雜錄○按するに、黒船沈没記、御書の下に、如斯幕府より賞美の奉書拜致ありて、暗信に歸府の暇を賜はり、駿府を發駕し、本州目野江城に歸着ありて、烏船攻撃有功の諸士等に抽賞感嘆しけり云々記す、又武徳編年集成、東遷基業載る所の正信の奉書、これと異なり、おそくは偽作なるへければ載せず。

慶長十四年有馬修理大夫晴信、大權現の嚴命をかうふり、長崎にをもむき、南蠻の商船をうちやふり、これを海に沈む、寛永有馬晴信誌、

長谷川權左衛門、祖父長谷川左兵衛長崎奉行御役仕候廻、慶長十四年天川黒船背御法度成敗可仕旨、被仰出、有馬修理亮左兵衛兩人に而、黒船を乗取申處、南蠻人船に火を懸焼刻、爲御褒美船中より海上へ浮出候白絲之分、修理亮拜領、船中之金銀茶海底へ沈候へとも、左兵衛拜領仕候由、權左衛門父眞休

右之品承傳、致覺書指置申候、貞享綱葉丹後守書上載、長谷川權左衛門書上、京都六角堂前町に罷在、長谷川新平祖父長谷川忠兵衛儀、權現様台徳院様へ御奉公仕候、慶長四年佐渡國御用忠兵衛兄長谷川波右衛門に被仰付、忠兵衛差添罷越相勤候、其以後波右衛門長崎奉行被仰付候處、無程病死、波右衛門兄左兵衛に跡役被仰付候、同十四年黒船御追討之節、忠兵衛儀相應之御奉公仕候、其後攝州御代官多田銀山奉行被仰付、大坂兩御陣御供仕候、病氣罷成台徳院様御代御役義訴訟申上、御免被爲成候、黒船御闕所之節之御黒印拜領、于今所持仕候、

御物之覺

一さや七十端 一ころ／＼しま二百一端 一たふたらふらた九十二端 一下のかいき百端 一けごろめん六間二尺 一もんしや七端 一かちもめん六十六端但三、物、 一くろもめん三百十五端 以上

慶長十五年戊閏二月八日

家康公

長谷川忠兵衛

權現様より右之品、忠兵衛御領仕、于今致所持候、幼少之節親果候に付、由緒等具成儀は不奉存候、忠兵

衛儀京都六角堂前町有之屋敷拜領、諸役御免許に而代々住居仕候、貞享綱葉丹後守書上、載長谷川新平書上、

慶長十四年十二月九日、按するに、此書を初め諸記、九日のこと混同せしなり、去年九州長崎之有馬修理被官共遣明朝、按するに、占城は明の屬藩なれば、天川へ爲商渡海之處、彼所かくはいへるなるへし、

之シンニヨロ自注、商人并カピタン 船頭司、天川之賣買之様子、日本人知なは重而黒船長崎へ雖着船、難得利由存、日本人三百人餘一所へ呼入、悉燒害畢、爲此相當此船之者共可討害由、自駿河有馬修理に云ふ、殊日本人燒害したりしシンニヨロ、カピタン來朝之間、幸儀彼船を雖計呼、終不上陸地間、不及了簡、船をからくり、以干戈討果用意あり、是を黒船唐人見知して、今日九日俄に船を出し、十二三里程漕歸ける處、風忽起て十里程吹返して、硫黄といふ所へ黒船上る、然る處有馬修理此間からくりし船を漕寄、勢樓をあげ黒船に漕寄、素有案内者鹽硝の有ける所へ、火矢を射ける間、忽燒亡の條、黒船沈み滅却畢、前代未聞之次第也、黒船被打果し時、長谷川忠兵衛云者、別而令計略、按するに、慶長見聞錄、案紙、慶長小説には、此

中間に小船に乗り黒船へ乗移り、安仁を討取候、安仁は黒船の主也とあり、是は駿河より長崎へ毎年着船の賣買の檢使絲已下之事、專取行左兵衛か弟也、此忠兵衛も同使也、按するに、同書には、今度退治の時、小船二艘もやひ、町屋を買取てせいろふにして、黒船の下へ漕入へき謀なり、先黒船に近付時、石火矢の無の方へ廻り、黒船之下に我船を乗入、則黒船へ乗移アンジンを取、自注、是黒船の主也、是は先年日本船の者悉殺害せしは、此アンジンか業なり、右黒船水の上計燒、水へ漫る所は沈て于今有、二十五尋程沉船の分有、以來海士共を召寄、此船に綱を附可被引上可有計數、銀は三千貫目程可有、印子は何程可有之も不知、然は少々浮上けるを取て駿府使持參、官本當代記、

慶長十四年十二月九日、去年九州長崎之有馬修理被官共あま川へ爲賣買合渡海處に、彼處之しんによろと申商人之司、并かびたんと申、是は船頭之司あま川賣買之様子、日本人にしらせ候得者、重て黒船長崎へ雖着、難得高利由存、日本人三百人餘一所に呼入悉燒殺候、此由日本へ委細聞え候間、此返報に此船之者共可討取由、從駿河有馬修理に被仰付、

殊に去年日本人を殺候、しんによる、かびたんも來候間、何卒彼船を目にかけ可討取由、修理はかり事をめくらし候へとも、唐人も用心仕不上陸地、様子を見て居申候、修理不及是非、兵船を以責打可申用意いたし候て、様子を見せ候得者、黒船は殊の外大船にて、此方の船より見上れば、小山の上を見るごとく鎗も届きかたし、船をからくり候はんと、いろ／＼用意仕候を見て、唐人も心得、今日九日俄に船を出し、十二三里ほど漕歸りける、然とも唐人惡逆天に背きけるにや、風忽に起て十里程吹歸して、ゆわうと云處に黒船止まる、然とも逆風頻に吹て不叶、いかりをおろして留ける、有馬方よりかつきの上手の蠻夫を入れて、水中にていかりを切けれども、鐵のこごとく何と切ても不切、修理此間からくり船を漕寄、勢樓をあげ、黒船へ漕寄責候得とも、黒船は高し、唐人鐵砲半弓上手にて、先陣之味方之兵十五六人討死令迷惑處に、長谷川左兵衛、樓船多用意して寄來、有馬修理大に歡ひ、樓船に乗り移り責た、かふ、其間に修理方に黒船のわりを委しく存知候半人あり、此者計事を以て彼船の内のわりを

つもり候て、大將分の在處、又玉藥の在處を能かんかへ候て、合戦にもかまはず、たてにて上をよくかこひ、小船を用意して黒船へ乗寄、船をこをほらせ、玉藥をほりつけ、火をさして船を漕のけ候へは、藥に火入焼申候、聲は一響天地にひびき、唐人三百人ほど焼死、水中に入申候、彼半人も遁れすして忽焼亡する條、黒船沈み滅却、前代未聞の次第なり、無罪南蠻人少々船にて送り返す、諸國より集る町人手を空くして歸る、慶長年録、慶長見聞錄、坂氏慶長古日記、慶長小説、公方様より被遣候入唐船を、洋中にて黒船奪取候、其以後其黒船長崎高ぼこへ入津仕居候、此時有馬修理大夫、日本船を奪候船とは不被存候て、武具杯を此船へ遣候處、此黒船之事相知れ、日本へ御敵仕候船へ通路仕候事、御にくみ被成候、過代之御内意やらん、此黒船を乗取候様に、有馬修理大夫へ被仰付候、乗取候時分、一番乗高屋七之丞、平井左兵衛と申候、高屋は一番乗と名のり候て本船へ乗戻り候、平井は黒船に乗入候て相果候、有馬勢都合百人餘、かきがねをかけ黒船へ乗るとひとしく、火瓶に火をつけ、此方へ打出し申候内に、平井をはしめ

乗入候て働き候處に、火瓶あやまりて黒船の帆に抛込候故、帆に焼付、船中の火瓶ともへ火移り焼出、和漢の人共に不殘沈候由、生殘候もの高屋をはしめ、又者ともに五六人有之候よし、高屋は親以來功有ものなり、有馬ふね二艘にて候由、酒井家所藏書、按するに十四年の誤りなり、阿媽港の蠻船一艘長崎湊に來着す、修理大夫於江戸聞之、御暇を願ひ、夜を日に繼て長崎に到着あり、然るに修理大夫領内の土民に邪宗門の者ありて、此趣を蠻人に内通せり、仍て蠻人共急に財物諸具を船に載せ、出帆の支度を成す、折節東北の追風なれば、帆を引揚て海上遙に駛り出たり、修理大夫早速兵船に取乗追掛しに、大船に順風を得て、殊更日暮に及ひければ、可追附様もなく、空しく打守り居たる處に、俄に西南の風に吹替り、彼蠻船沖の方より湊の方に眞逆に吹戻され、香燒島の外海に漂ひ來て碇を卸せり、船中用心稠しく、火矢鐵砲を數多備へ置たれば、輒く可近付様も無之、是に依て有馬氏、香燒島の内海より外海に數十間の地を日夜に掘通し、小船に燒草を多く積載せ、蠻船の繋り居たる後より急に漕付け、火

を放ちければ、彼蠻船に燃付て、防くへき方術もなく、一船悉く焼亡し、蠻人共不殘溺死せり、修理大夫思儘に仇を報して歸城せり、或説に蠻船吹戻されし時、修理大夫自身彼船に乘移り、蠻人共を過半討捨られしに、船中騒亂し、誤て鹽硝の器に火移りて、一船忽ち破裂し、船中の者不殘焼亡せり、修理大夫は船具に取附、漸く我本船に乘移り、危き命を遁れ歸れりと云々、船中用心稠しく火矢鐵砲を備へ置しかば、容易に蠻船へ乗移る事は其難かるへき事なり、殊更鹽硝に火移りて、一船破裂し、蠻人悉く焼死する程ならば、修理大夫人數も安穩に通れ歸るへきの理これなし、此説尤信用し難し、於今其節掘切し跡あり、其後寛永十三丙子年、去る慶長十三年香燒島外海にて、燒討有し南蠻船に積み居るたる銀二千六百貫目程海底に有之由、長崎之好運京都之水學此兩人、工夫を以て取揚たき旨、願之通御免に付、からくり之方術にて仕掛けの器を以て、銀六百貫目餘取揚之、然る處兩人爭論の事出來せし故、取揚る事制止せらる、承應二癸巳年、又町田市左衛門と云者相願ふに付、御免有



之、又々才覺方術を以、當年より數箇年の内、三百貫目餘取揚る、漸々泥深くなり難取揚由にて相止、但銀千七百貫目餘于今可有之由、風聞なり、長崎志、慶長十四年十二月十二日、阿媽港舶主往年我商船を掠今年入津、奉命有馬修理大夫討黑船沉海、林道春長崎逸事を作る、柳營年表秘録、如官日簿抄、

長崎逸事自注、慶長十五年作

余去歲秋赴駿府、孟冬澄弟往長崎、長崎者蕃舶所湊、買客所集、而二都會也、可不謂吾邦之神應港乎、五六十年前蠻舶初來、或黑船一二隻或白船一二隻有每歲來焉、有間一二歲來焉、來以六七月、去以十月、若明年二月、是其番風之恒也、其徒以事天爲法、謂之耶蘇號天主、爲陡斯、其書旁行草編爲帙、綠業生死爲教、疑是回祖國之種族歟、屢勸吾民俗、愚而好恠者便於市利者、多奉其法、誠可憎哉、逐末者由之貨殖、頃年官置吏以監察之、征賦之法、辜權之利將大行也、諸客患之、仲冬余旋洛、而得澄弟消息、聞其無它、喜而不寐、荆樹風吹棣棠春、好骨肉之恩手足之愛、誠不可揜也、先是四三歲、余効蚩々之民、貿易於彼、因思其曾所經歷路遠、且修乘霽而輕櫓數聲、踰幾山

島、順風而征帆一片、渦數州郡、若逢怒潮狂瀾、則囊無徐長卿、奈注船之患何哉、既而達於赤目關、於是涉海則有蘆屋松浦之險、若其箕伯示崇、陽侯爲競、則漂于三韓乎、流于蠻貊之邦乎、沉於龍蛇鯨鯢之窟乎、不可知也、行陸則有八町千栗之難、獸重而疲馬不畏鞭策、短裝矮笠以禦甚雨、肝食朝夕腹不果然、僮僕亦脚不近我而行、晨雞祝祝而起、暮鴉閃閃而宿、漸而抵於長崎、賈胡與居黑廬共遊往來、狼戾言語嘈雜、真夷中之夷也、百千里之艱苦、許多日之勞煩、羈旅行李之懷、亦可想矣、詩云兄曰嗟予弟、天倫之情、不亦厚乎、冬末京師傳云、今茲船頭殺日本商人數十人于阿媽港、奪其貨財、事發覺、有馬修理者受官旨、將取蠻舶、是月九日發卒擊船、舶主拒之、而去里許、風逆而不能帆、於是下斫而泊、因購蠻夫持刀潛行纜繩、互堅而如鐵不能截焉、放薪舟欲燒之、舶衆發鳥銃而中之薪舟、自退而焚、官吏長谷川氏泛樓船將攻戰、而激勵有馬修理、十二日修理乞樓船、而又與輕艦相進、及夜樓船接舶尾、敢死者先登數十人、短兵急迫、舶中大譟、嘖嘖嚀嚀喇叭鉦鼓鉦炮之聲聞數里、最後火聲爆迸散入于銃藥箱時一聲動天地、舶主遂自焚而與

舶其入海、蠻人死者二百餘、白銀二十餘萬兩、白絲二十餘萬斤、金鑲環釧繡羅布帛等器財不知其數、皆腐於水中、吾邦諸商空手而還、如行者之迷家、如農夫之遇潦旱、似赤子之失恃怙、信可惜哉、上元之晚澄弟歸來、且孺且話、於是知傳聞之爲實矣、初舶主防銅發鐵砲飛矢長槍、以束絲爲楯、及舶沈其絲數千把、浮於海濱、拾集而爲堆、官有旨賜有馬修理、其蠻客器財在陸者皆籍沒納之官、官吏長谷川氏上言擇無罪之蠻人、載諸小船而遣之、庶幾阿媽港之不塞、而來歲之入又依舊也、官聽其言矣、方今吾商客通外夷者殆二十國、自有吾邦以來、未有如今日之多且盛也、昔唐帝思海南市舶之利、楊範臣一言格君心之非、開元之美談不在茲乎、吾聞西南洋中有三佛齊國、蕃舶往還之要路也、諸蕃來過而贈獻者以爲常、若不然則巨艚艨艟出戰奪蕃舶、由此觀之、諸蕃必以吾邦與三佛齊同其類乎、嗚呼澄弟無恙、囊龜有喜、是行也余何傷哉、屠羊說未嘗失屠所也、庚戌仲春涉筆於浮山之洞天、羅山文集

寬永十六己卯年、命遣馬場三郎左衛門利重、大河内善兵衛政勝於肥前長崎而、使越中守忠利、高力攝津守忠房、山崎甲斐守宗治、置早船一艘於長崎、爲之資用、信綱忠秋重次奉命、寄書於忠利告之、馬場三郎左衛門、大河内善兵衛、今度長崎へ被差遣付而、早船一艘、高力攝津守、山崎甲斐守相談に而、彼地可被差置候、委細從兩人可被申候、恐々謹告、二月十八日

阿部對馬守  
阿部豐後守  
松平伊豆守  
細川越中守殿